

【典型的な流れ】

在留資格
【留学】

外国人留学生として入国



介護福祉士養成施設で修学
(2年以上)



介護福祉士の国家資格取得
(注1)



在留資格変更「留学」→「介護」
(注2) (注4)



在留資格
【介護】

介護福祉士として業務従事
(注3)

- (注1) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となります。
ただし、平成33年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられています。
- (注2) 一旦帰国した上で、「介護」の在留資格で新規入国することも可能です。
「介護」の在留資格認定証明書の交付申請の受付は、平成29年6月1日から開始します。
ただし、「介護」の在留資格で新規入国することができるようになるのは、平成29年9月1日からとなります。
- (注3) 在留状況に問題がなければ、在留期間の更新が可能であり、その更新回数に制限はありません。
配偶者及び子が「家族滞在」の在留資格で在留することも可能です。
- (注4) 「介護」への在留資格変更許可申請の受付は、平成29年9月1日から開始します。